

第2期阿久比町障害福祉計画(案) パブリックコメント(意見募集)

障害のある方たちの自立した生活を支援するため、第2期の阿久比町障害福祉計画(平成21年度～23年度)を策定しています。

障害者などを取り巻く生活環境は社会情勢によって大きく影響されます。そこで多種多様なニーズに対し、的確に対応するためノーマライゼーション(障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え方)の理念である「ともに生き、支え合う社会づくり」を基本に阿久比町障害者計画推進協議会を発足し、障害福祉サービスなどの計画(案)をまとめました。

この計画(案)について皆さんからの意見を募集します。

案件名 第2期阿久比町障害福祉計画(案)

公表方法 第2期阿久比町障害福祉計画(案)を町ホームページ

(<http://www.town.agui.lg.jp/ka/jumin/public/shougaifukushikeikaku.pdf>)に掲載および住民福祉課窓口で閲覧できます。

意見の募集期間 1月5日(月)～2月4日(水)

意見の提出方法 案件名、住所、氏名、意見を記入して、電子メール、ファックス、郵送(必着)または直接住民福祉課の窓口(役場開庁時間内)へ提出してください。(様式は問いません)

意見の取り扱い 「第2期阿久比町障害福祉計画」作成の参考にさせていただきます。意見の概要と意見に対する町の考え方はまとめて公表します。個別の回答はしませんのでご了承ください。公表の際には住所・氏名などの個人情報の開示しません。

提出先・問い合わせ先

阿久比町役場民生部住民福祉課 ☎(48)1111(内306)

〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越 50

電子メール jumin@town.agui.lg.jp

ファックス (48)0229

水道使用料の検針票が変わります

使用水量のお知らせ

本館番号	前月検針水量
検針番号	検針月 検針水量(m ³)
メーター番号	
口径(mm)	
用途	前年同月

今期検針数	前期検針数	検針水量
	m ³	m ³
メーター取替をした場合		
引換検針数 ⁽¹⁾	前期検針数 ⁽²⁾	引換メーター水量 ⁽³⁾
前月検針日	連絡欄	
今期検針日		

○次回請求予定金額(口座振替は、)です。

水道料金 ⁽¹⁾	下水道料金 ⁽²⁾	合計金額 ⁽³⁾

水道(下水道)料金口座振替のお知らせ

振替日	口座	用途
振替金融機関		
水道使用水量 ⁽¹⁾	下水道使用水量 ⁽²⁾	
水道料金 ⁽³⁾	下水道料金 ⁽⁴⁾	合計金額 ⁽⁵⁾

【金額には消費税が含まれています。】
上記のとおりに振込の金額欄を正確に入力してください。また、このお知らせをもって振込額に間違いが生じた場合は、速に訂正してください。
阿久比町水道事業出納(収納)取扱金融機関
阿久比町水道事業企業出納員

1月の検針から『使用水量のお知らせ』が、現行の手書きの検針票から左記のような移動式端末での打ち出し用紙へ変更になります。

検針へご協力をお願いします。

メーターボックスの上に物を置かないでください。(車の移動)

飼犬はメーターボックスから離してください。

漏水にご注意を。

週に1回～2回漏水の調査に心掛けましょう。

漏水の発見方法

屋内のすべての蛇口を閉めても、水道メーターのパイロットマークが回っていればどこか宅内側で水が漏れています。少しの漏水でも放置しておくと思像以上の水量になりますので、早急に阿久比町指定給水装置工事業者に修繕を依頼してください。メーターから内側(宅内管)の修繕は個人負担です。

一般家庭が管理する内線漏水で発見後、直ちに修理改善することなどの要件を満たした場合、申請をすると水道料金の一部が軽減される場合があります。詳しくは上下水道課上水業務係に問い合わせてください。

悪徳商法に気を付けましょう。

上下水道課では、浄水器などの訪問販売、水道管の清掃などは一切行っていません。事前の依頼や了承がない限り、訪問による水質検査などは実施していません。(メーター替は、事前に上下水道課から文書で連絡します。)また、検針票で検針員が水道料金を集金することはありません。

問い合わせ先 上下水道課 ☎(48)1111(内339)

